

児童生徒数の偏在の解消に向けた対策の基本的な方針について

令和6年12月10日に教育委員会の附属機関である京田辺市学校教育審議会から「京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策」についての答申を受け、教育委員会としては次のとおり対策方針を定める予定である。

対策方針

教育委員会は、答申で示された望ましい学校規模、通学区域を目指すべき指針として取り扱うとともに、本市を取り巻く状況の変化に合わせて対策を行うものとし、京田辺市教育大綱の「未来を拓く、京田辺のひと・まちづくり」の実現に向けて一人一人が輝く京田辺っ子を育成するために、将来にわたり、より良い教育環境を提供できるよう、偏在解消に向けて次のように取り組む。

なお、取組を進める上で、重要な視点は地域との関わりであり、学校は地域と共に形成されてきた歴史的経緯があり、地域コミュニティの核でもあることから、十分に説明し、理解を得ながら本対策を進める。

また、児童生徒、保護者、学校を取り巻く関係者と対話しながら丁寧に進めていく。

○対策

【第1期 令和8年度～令和17年度】

・学校選択制度の活用

過大規模校である三山木小学校の通学区域（校区）について、大規模校ではない別の小学校を選択できる特定地域選択制度を導入する。なお、選択できる小学校は、培良中学校区の小学校とし、児童が安全に通学できるようスクールバスの運行等を含めた通学支援を検討する。

また、大部分が大規模校である田辺中学校区となっている新小学校区についても大住中学校を選択できる特定地域選択制度を導入する。なお、通学距離が一定を超える生徒の自転車通学が可能となるよう環境整備を行う。

・新しい大規模開発地域等での通学区域の変更

綴喜都市計画事業田辺北土地区画整理事業及びその周辺地域（以下「当該地域」という。）に建設される一定規模以上の共同住宅の校区を田辺小学校区から田辺東小学校区（中学校は田辺中学校区から培良中学校区）へ変更する。

なお、当該地域（校区を変更する共同住宅を除く。）には、田辺小学校又は田辺東小学校のいずれかを選択できる特定地域選択制度を導入する。

・新築される共同住宅の校区

市内において新たに建設される一定規模以上の共同住宅については、その影響を検討した上で、校区を決定する。

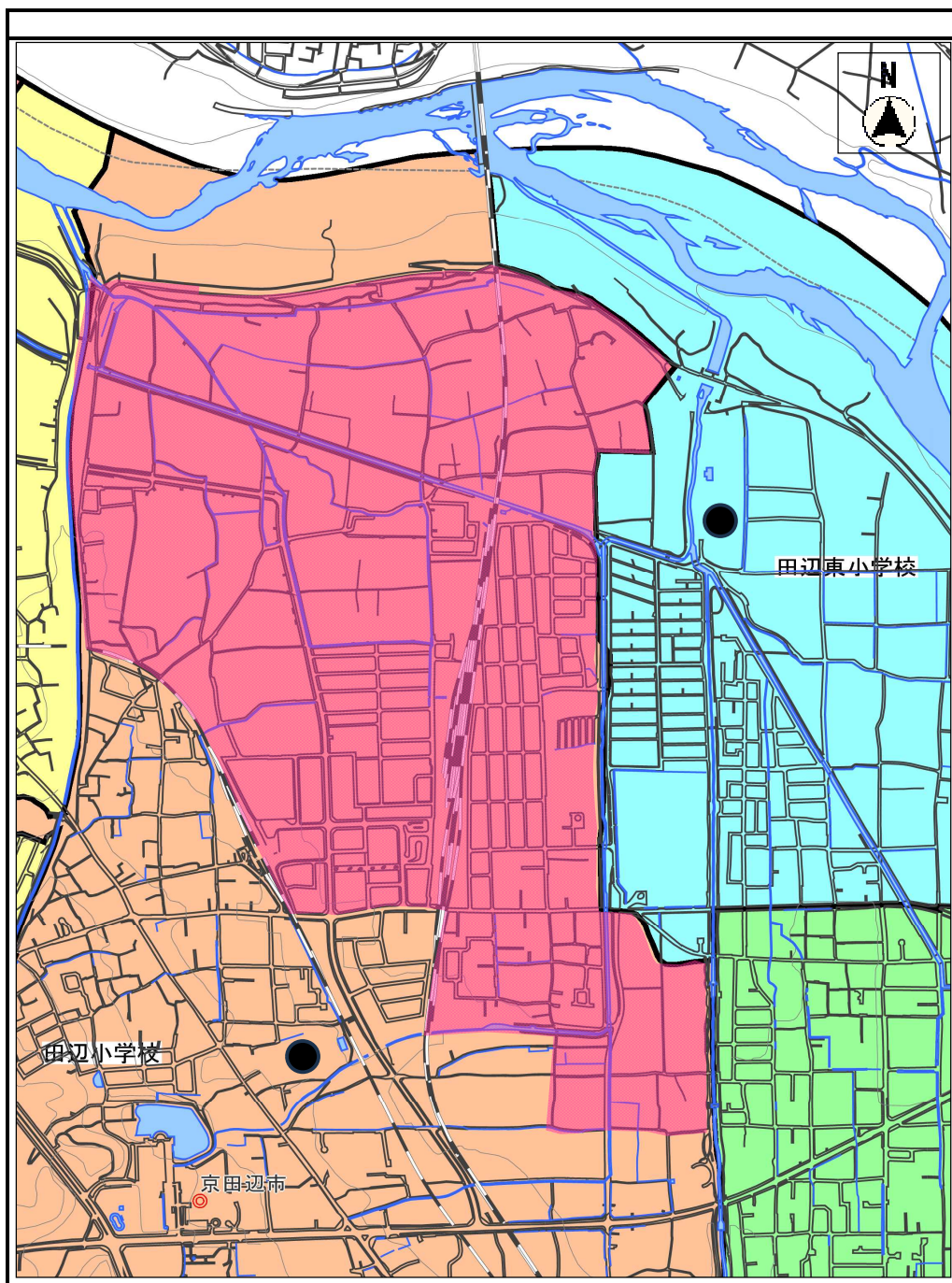
- ・その他（学校の特色化の推進）





学校選択制度を導入する各学校において、児童生徒との対話をより一層行い、特色ある取組につなげる。培良中学校において、小学校との連携を推進する取組と合わせ、地域との連携も検討する。小規模校は、交流事業や合同事業等を検討し、多様な児童とふれあう機会を創出する。

【第2期 令和18年度～令和27年度】

- ・統廃合を含めた学校規模・学校配置の適正化

第1期の期間中から児童生徒数の推移を注視し、児童生徒数の偏在の解消、通学の安全、環境の変化による心のケア、地域とのコミュニケーションに留意して、統廃合を含めた学校規模の適正化・学校配置を検討する。



-  小学校の位置
-  田辺小学校区
-  田辺東小学校区
-  田辺小学校区（対象区域）

今後、対象区域で建築される一定規模以上の共同住宅は田辺東小学校区（中学校は培良中学校区）とする。
上記共同住宅以外の区域には田辺東小学校を選択できる特定地域選択制度を導入する。

京田辺市学校教育審議会からの答申内容

○市全体からみた課題

本市の現状における課題は、地域別懇談会で意見聴取を行い整理したほか、子どもたちからの意見聴取も行ったことで、子どもたち自身に偏在に対する問題意識はないものの、大規模校では施設利用に制限がある等の意見もあり、対策の検討を要する課題があると確認することができた。審議会としては早急に対応すべき事項について中間答申を行い、教育委員会においては一定の対策が進められている。しかし、今後の児童生徒数の見通しからすると、さらなる対策が求められる状況であると考えます。

長期的には、京田辺市においても少子化が進行する。全ての学校で児童生徒数が減少することが見込まれることから、各校の良さを維持しつつ、地域コミュニティにおける役割も考慮しながら、一定の学校規模を確保し続けることが、児童生徒の良好な教育環境には必要である。

また、子どもたち自身も学校をより良くするためのアイデアを持っていることから、それらを魅力ある学校づくりに向けて生かしていく必要がある。

○対策を考える上での視点

- ・児童生徒にとってより良い教育環境の提供
- ・中長期的な視点
- ・学校と地域との関わり

○望ましい学校規模、通学区域

- ・市立小学校は12学級以上24学級以下
- ・市立中学校は12学級以上24学級以下
- ・通学距離は小学校4km以内、中学校6km以内が望ましい。ただし、上記距離を超過する場合は、通学支援を行った上で、通学時間は1時間を超えないようにする。また、地域とのつながりに十分に配慮したものとしなければならない。

○対策

【第1期 R8 ~ R17】

- ・学校選択制度の活用
- ・新しい大規模開発地域での通学区域の変更
- ・その他（学校の特色化の推進）

【第2期 R18 ~ R27】

- ・学校規模の適正化に向けた統廃合を含めた再配置